市町名	名張市

令和7年3月更新

本庁舎所在	名張市鴻之台1番町1番地		郵便番号	518-0492	代表TEL	0595-63-2111
境界立会･確認担当部署	部	都市整備部	TEL	0595-63-2151	FAX	0595-63-4677
	課	維持管理室　(水路　産業部農村整備室)		庁舎4階	メール	kanri@city.nabari.lg.jp

名張市 HP上の関連情報		→名張市ホームページ		本庁以外の戸籍・住民票等の発行窓口	
立会･確認申請の要綱・要領等の有無		あり	→ 公共用財産境界明示（手順書）	なし	本庁
立会申請書等のひな形ダウンロード		あり	→ 境界明示等申請書	なし	出先機関
その他	地図情報サービス	なし		なし	土日祝日､時間外発行窓口

境界確認申請・立会いに関する特記事項
境界確認申請した後、申請人(代理人)の要望により、近隣の過去立会い資料があれば提供してもらえる(有料)。 申請書に申請人からの委任状(調査士は手続申請代理人となる事)が基本的には必要。 境界確認申請時に仮測量実測図の添付までは求めないが、その後実測図の添付は原則必要。 申請書の印は申請時から実印・印鑑証明書を添付。境界確認書は申請人は実印､印鑑証明書の添付を要する。 水路と隣接する場合、産業部　農村整備室（0595-63-7635）にも境界確認書申請および立会が必要な場合あり。 対側地については概ね２ｍ未満の官地幅の場合に対側地の立会いを要する。

地元自治会等の立会いの要否	要	自治会長の立会および境界確認書への押印は原則必要。 水路と接する場合は、代表者等の立会および境界確認書への押印が必要な場合あり。

敷地後退(セットバック)助成金制度	**なし**

道路中心立会･確認担当部署	部	都市計画部	TEL	0595-63-7698	FAX	
	課	都市計画室		庁舎4階	メール	

助成金交付の要綱・要領等の有無		なし		道路中心立会･申請に関する特記事項
狭あい道路整備事業協議申請書		なし		
道路中心立会い等		なし		
その他	認定道路・指定道路の情報		→認定道路・指定道路図	